

## ○健全化判断比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額  
一般会計および一般会計等に属する特別会計の実質赤字額 ※富津市には一般会計等に属する特別会計はありません。
- 標準財政規模  
標準的な状態で収入される当該団体の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額  
アとイの合計額  
ア) 一般会計等および公営事業(公営企業以外)に係る特別会計の実質赤字額  
公営事業(公営企業以外)に係る特別会計 : ①国民健康保険事業特別会計 ②介護保険事業特別会計 ③後期高齢者医療特別会計  
イ) 公営企業に係る特別会計の資金不足額  
公営企業に係る特別会計 : ①水道事業会計 ②温泉供給事業特別会計

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- 準元利償還金  
ア～オの合計額  
ア) 満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還金相当額  
イ) 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金  
対象公営企業 : 水道事業  
ウ) 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した補助金または負担金  
対象組合等 : 君津広域水道企業団、君津中央病院企業団、君津富津広域下水道組合、君津郡市広域市町村圏事務組合  
エ) 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出  
オ) 一時借入金の利子
- 特定財源  
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 ※富津市は都市計画税を課税していません。
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金  
※基準財政需要額 : 合理的かつ妥当な水準において必要とされる一般財源の額

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額  
ア～クの合計額  
ア) 一般会計等の地方債現在高  
イ) 債務負担行為に基づく支出予定額  
ウ) 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの繰入見込額  
対象公営企業 : 水道事業  
エ) 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額  
対象組合等 : 君津広域水道企業団、君津中央病院企業団、君津富津広域下水道組合、君津郡市広域市町村圏事務組合  
オ) 退職手当負担見込額(一般会計等で退職手当を負担する特別職および一般職員に対する退職手当負担見込額)  
カ) 設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額  
キ) 連結実質赤字額  
ク) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金  
将来負担額に充てることができる基金
- 充当可能特定歳入  
将来負担額に充てることができる特定財源(都市計画税) ※富津市は都市計画税を課税していません。
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額  
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金